

地域包括支援センター業務評価基準(平成28年度版 評価期間:平成27年度)

| 項目 | | 評価基準 | 確認方法 | 評価 |
|---|------------------|---|---|----|
| 基本項目 | プラン作成 | 1・3職種の人あたりのプラン担当件数の平均が、20件以下(3職種を4名配置の場合30件以下、5名配置の場合36件以下、6名配置の場合40件以下) | 統計を確認 | |
| | 人材育成 | 2・職員が適宜、研修に参加して、研修内容を、センター内で報告、共有している | 研修記録、研修報告等の確認 | |
| | 事業計画 | 3・事業計画に基づいた運営、達成状況の評価を行い、次年度の計画に反映している | 事業計画を確認(2か年分) | |
| | 個人情報保護 | 4・個人情報施錠できる場所に保管し、相談者のプライバシーが確保できる面談室を設置している | 現地確認 | |
| | 緊急時の体制 | 5・夜間休日における緊急時には、職員と連絡がとれる体制を整備している | 緊急連絡網等を確認 | |
| | 苦情対応体制 | 6・苦情対応、解決、改善、再発防止のための体制(マニュアル等)を整備している | マニュアル等を確認 | |
| | 中立・公正性 | 7・介護予防支援業務における委託率(50%以上) ・介護予防支援業務(包括プラン)における利用サービス事業所に偏りが無い(同一法人50%未満) ・要介護者をケアマネにつないだケースの事業所に偏りが無い(同一法人50%未満、又は、偏りがある場合は説明できる理由がある) | 国保連データで確認 国保連データで確認 H27年度から新たに統計をとる | |
| 各業務 | 総合相談支援 | 8・総合相談実人数が、年度当初の圏域高齢者人口の3.5%以上、又は、400件以上 | 統計を確認 | |
| | | 9・総合相談延件数が、年度当初の圏域高齢者人口の15%以上 | 統計を確認 | |
| | | 10・地域団体(民生委員、福祉委員、自治会等)からの延相談件数が、1校区あたり10件以上 | 統計を確認 | |
| | | 11・地域団体と連携して、支援している | ケース記録を確認 | |
| | | 12・地域団体とのネットワーク構築のため、地域団体の活動支援を月2回以上行っている | 統計を確認 | |
| | 権利擁護 | 13・権利擁護(高齢者虐待、消費者被害、成年後見等)について、関係機関と連携し支援している | ケース記録を確認 | |
| | | 14・地域住民や介護保険事業者等に権利擁護(高齢者虐待、消費者被害、成年後見制度等)の啓発、研修等を行っている | 会議・研修記録を確認 | |
| | 包括的・継続的ケアマネジメント | 15・ケアマネからの延相談件数が、200件以上 | 統計を確認 | |
| | | 16・ケアマネからの個別事例の相談に対して、継続して支援している | ケース記録を確認 | |
| 17・ケアマネ連絡会、ケアマネ向けの研修、ケアマネと民生委員との交流会等を年6回以上開催(開催支援を含む) | | 統計を確認 | | |
| 18・医療機関と連携して、支援している | | ケース記録を確認 | | |
| 地域ケア会議 | 19・地域ケア会議を開催している | 地域ケア会議記録を確認 | | |

※ 介護予防ケアマネジメント(二次予防事業)については、総合事業の実施までは、二次予防事業を実施せずに、一次予防事業のみに専念することも可能とされている。よって、介護予防ケアマネジメントの評価は、総合事業を実施する平成29年度以降に検討する。

※ 地域ケア会議については、堺市では平成27年度までは試行実施を行い、会議体系を整備しているところであり、平成28年度の本格実施の際に細かい基準を設定する。

基幹型包括支援センター業務評価基準(平成28年度版 評価期間:平成27年度)

| 項目 | | 評価基準 | 確認方法 | 評価 |
|---|----------------|---|---------------|----|
| 基本項目 | 人材育成 | 1・職員が適宜、研修に参加して、研修内容を、センター内で報告、共有している | 研修記録・報告の確認 | |
| | 事業計画 | 2・事業計画に基づいた運営、達成状況の評価を行い、次年度の計画に反映している | 事業計画を確認(2か年分) | |
| | 個人情報保護 | 3・個人情報施錠できる場所に保管し、相談者のプライバシーが確保できる面談室を設置している | 現地確認 | |
| | 緊急時の体制 | 4・夜間休日における緊急時には、職員と連絡がとれる体制を整備している | 緊急連絡網等を確認 | |
| | 苦情対応体制 | 5・苦情対応、解決、改善、再発防止のための体制(マニュアル等)を整備している | マニュアル等を確認 | |
| 各業務 | 地域包括支援センターへの支援 | 6・困難事例(虐待以外)に対して、地域包括支援センター及び行政と連携して支援している | ケース記録を確認 | |
| | | 7・地域包括支援センターの活動状況を把握し、業務支援のための取り組みを行っている | 会議・研修記録を確認 | |
| | | 8・行政との連携を推進するための取り組みを行っている | 会議・研修記録を確認 | |
| | ネットワーク構築 | 9・区域におけるネットワーク構築を目的とした会議等を平均月1回以上開催している | 会議・研修記録を確認 | |
| | | 10・ケアマネ連絡会、ケアマネ向けの研修、ケアマネと民生委員との交流会等を年6回以上開催(開催支援を含む) | 会議・研修記録を確認 | |
| | | 11・医療機関と連携を推進するための取り組みを行っている | 会議・研修記録を確認 | |
| | | 12・多職種連携を推進するための研修等を年1回以上開催している | 会議・研修記録を確認 | |
| | | 13・医療機関と連携して、支援している | ケース記録を確認 | |
| | 地域ケア会議 | 14・地域ケア会議を開催している | 地域ケア会議記録を確認 | |
| | 権利擁護 | 15・権利擁護(高齢者虐待、消費者被害、成年後見等)について、関係機関と連携し支援している | ケース記録を確認 | |
| 16・地域住民や介護保険事業者等に権利擁護(高齢者虐待、消費者被害、成年後見制度等)の啓発、研修等を行っている | | 会議・研修記録を確認 | | |

※ 地域ケア会議については、堺市では平成27年度までは試行実施を行い、会議体系を整備しているところであり、平成28年度の本格実施の際に細かい基準を設定する。